

生駒市下水道事業経営審議会(第4回)資料

- 1 事務局案の検証について
- 2 答申書(案)について



生駒市下水道事業
経営審議会

日時:令和7年8月7日 10:00～
場所:生駒市役所401・402会議室

1 事務局案の検証について

- (1) 前回までの振り返り
- (2) 中間目標に基づく使用料体系及び改定時期の事務局案（再掲）
- (3) 目標に基づく改定時期の事務局案(再掲)
- (4) 1月あたりの使用水量の分布
- (5) 事務局案における基本使用料の補足説明
- (6) 中間目標に基づく基本使用料と従量使用料の試算
- (7) 改定案の比較
- (8) 一般家庭を対象とした累進使用料制の検討(再掲・補足説明)
- (9) 県下12市比較表

1 事務局案の検証について

(1) 前回までの振り返り

【決定事項】

- ・中間目標(使用料単価130円、経費回収率86.5%)を設定
- ・目標(使用料単価150円、経費回収率100%)を設定
- ・基本使用料を新たに設定すること
- ・基本使用料には最低限必要な検針コスト分である需要家費を含めること

【審議事項】

- ・中間目標に基づく使用料体系の事務局案の検証
- ・改定時期について
- ・使用水量別分布資料の提示

1 事務局案の検証について

(2) 中間目標に基づく使用料体系及び改定時期の事務局案（再掲）

【現行】

(税抜)

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	53円	106円	180円	253円

【改定後】

(税抜)

排水区分 使用料区分	一般排水		中間排水	特定排水
	公衆浴場	その他		
水量使用料 (汚水排出量1立方メートルにつき)	60円	120円	204円	286円
基本使用料 (1月につき)	150円			

- 水質使用料は変更なし
- 令和8年4月1日 施行

月20㎡使用時の家庭用下水道使用料(税込)

2,332円 → 2,805円 (増加額473円・改定率20.3%)

※全体の改定率は18.9%

1 事務局案の検証について

(3) 目標に基づく改定時期の事務局案(再掲)

令和12年度までに審議会で使用料改定の必要性に関する検証を行い、然るべき時期に目標を目指した使用料改定を行う。

【設定理由】

- 使用料改定後の経営状況、社会状況の変化などを勘案する必要がある。
- 今後、定期的に審議会を開催し、使用料改定に係る審議を行うことが出来る。
- 令和11年度に経営戦略を改定予定

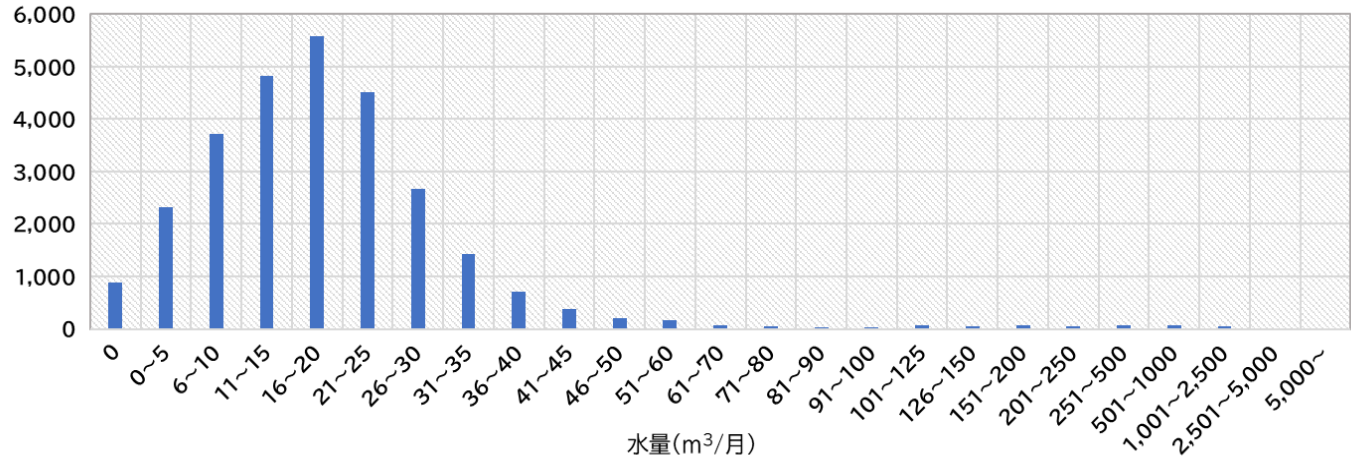
1 事務局案の検証について

(4) 1月あたりの使用水量の分布

水量(m³/月)	調定件数(件/月)	構成率	グループ化
0 ~ 0	883	3.2%	24.7%
1 ~ 5	2,327	8.3%	
6 ~ 10	3,715	13.3%	
11 ~ 15	4,831	17.2%	37.2%
16 ~ 20	5,589	20.0%	
21 ~ 25	4,515	16.1%	
26 ~ 30	2,677	9.6%	25.7%
31 ~ 35	1,422	5.1%	
36 ~ 40	714	2.6%	
41 ~ 45	372	1.3%	7.6%
46 ~ 50	198	0.7%	
51 ~ 60	173	0.6%	
61 ~ 70	72	0.3%	2.0%
71 ~ 80	44	0.2%	
81 ~ 90	39	0.1%	
91 ~ 100	33	0.1%	2.1%
101 ~ 125	71	0.3%	
126 ~ 150	49	0.2%	
151 ~ 200	62	0.2%	0.7%
201 ~ 250	45	0.2%	
251 ~ 500	71	0.3%	
501 ~ 1,000	69	0.3%	0.7%
1,001 ~ 2,500	42	0.2%	
2,501 ~ 5,000	2	0.0%	
5,001 ~	1	0.0%	0.7%
合計	28,015	100.0%	

調定件数(件/月)

1月あたりの使用水量の分布



【補足説明】

- ・1月あたりの使用量が10m³以下の使用者の割合は約25%を占める。
- ・全体の平均水量は約24m³/月であるが、中央値は約17m³/月と推計
- ・現行使用料で需要家費を賄えていない世帯(水量2m³/月以下)は約5%と推計
- ・年間調定件数(R6)を12ヶ月で除して1月あたりの使用水量を推計

1 事務局案の検証について

(5) 事務局案における基本使用料の補足説明

【設定理由】

- ・需要家費の全額と固定費の一部をベースに設定
- ・基本使用料の導入にあたり、使用水量の少ない世帯の急激な負担増を勘案して設定
- ・需要家費である下水道使用料徴収委託料単価は税抜117.5円/月であるが、算定期間中に年3%上昇した場合でも税抜136円/月(R12年度)であり、基本使用料の設定を下回る。
→ 需要家費が増加しても、固定費の一部をいただくことが出来る。

※令和4年～令和6年の消費者物価指数の平均上昇率に基づき、年3%の上昇を見込んだ。



基本使用料は、**1月あたり税抜150円**とする。

1 事務局案の検証について

(6) 中間目標に基づく基本使用料と従量使用料の試算

				(税抜)
基本使用料 (円/月)	従量使用料 (円/㎡)	20㎡使用時 (円/月)	【現行】20㎡使用時 (円/月)	改定額 (円/月)
150	120	2,550	2,120	430
200	118	2,560		440
300	114	2,580		460
400	110	2,600		480
500	106	2,620		500

月20㎡使用時で比較すると、**基本使用料を抑えた方が改定額は小さい。**

【参考】 類似団体での基本使用料平均値(基本水量無し)688円を設定した場合、家庭用の従量使用料単価は106円から98円への値下げとなる。

1 事務局案の検証について

(7) 改定案の比較

使用量 (月)	現行	改定案①(基本使用料150円/月)			改定案②(基本使用料500円/月)		
		改定後使用料	増加額	増加率	改定後使用料	増加額	増加率
0m ³	0円	150円	150円	—	500円	500円	—
5m ³	530円	750円	220円	41.5%	1,030円	500円	94.3%
10m ³	1,060円	1,350円	290円	27.4%	1,560円	500円	47.2%
20m ³	2,120円	2,550円	430円	20.3%	2,620円	500円	23.6%
30m ³	3,180円	3,750円	570円	17.9%	3,680円	500円	15.7%
40m ³	4,240円	4,950円	710円	16.7%	4,740円	500円	11.8%
50m ³	5,300円	6,150円	850円	16.0%	5,800円	500円	10.9%

- ・少水量世帯(1月あたりの使用量が10m³以下の使用者)の割合は約25%を占める。
- ・改定案②では小水量世帯の増加率が特に大きく、**負担の公平性に課題**がある。



少水量世帯の負担増加を緩和するため、事務局案では需要家費をベースに基本使用料を設定

1 事務局案の検証について

(8) 一般家庭を対象とした累進使用料制の検討(再掲・補足説明)

累進使用料制とは、使用量の増加に応じて使用料単価が高くなる使用料体系

大口需要家の需要抑制の意味合い有り

【県内12市での導入例】 大和郡山市

生駒市では
事業者のみ
累進使用料制

- ・水需要が右上がり増加し、水資源や施設能力が不足していた時代には適応(今も需要抑制が必要な地域はあるが生駒市では不要)
- ・**使用水量の多い家庭に過大な負担**を強いることになる。



今回の下水道使用料改定では、**一般家庭を対象とした累進使用料制の導入は行わない。**

【補足説明・累進使用料制の例】

京田辺市下水道使用料 (2ヶ月単位)			
基本使用料	1,238円	61~200m ³	120円/m ³
1~16m ³	22円/m ³	201~2000m ³	134円/m ³
17~40m ³	96円/m ³	2001~3000m ³	149円/m ³
41~60m ³	106円/m ³	3001m ³ 以上	158円/m ³



- ・少水量分を極端に少額にする累進使用料制の導入事例有り
- ・左記の例の使用料体系では、基本使用料の導入時に使用量がゼロの使用者(約3%)の急激な負担増加が避けられない。
- ・累進使用料制では使用料体系が複雑化する。

1 事務局案の検証について

(9) 県下12市比較表

県内 順位	市町村名	改定時期	20㎡使用時 (税込・円)	従量使用料 (税抜・円/㎡)	基本使用料 (税抜・円/月)	使用料単価 (税抜・円/㎡)	経費回収率
1	桜井市	R1.10.1	3,080	140.0	—	141.1	94.0%
1	大和高田市	R7.10.1	3,080	140.0	—	126.0	80.1%
1	御所市	R7.10.1	3,080	140.0	—	112.3	74.9%
4	奈良市	R2.4.1	2,893	131.5	150	137.9	112.5%
5	大和郡山市	R3.4.1	2,882	131.0	1,170	167.4	103.3%
6	天理市	H22.6.1	2,860	130.0	—	144.2	95.7%
7	生駒市(改定後)	R8.4.1	2,805	120.0	150	130.0	86.5%
7→8	橿原市	H13.7.1	2,640	120.0	—	137.3	91.5%
7→8	香芝市	H23.4.1	2,640	120.0	—	124.0	84.4%
9→10	宇陀市	H21.4.1	2,530	115.0	1,200	129.1	75.9%
10	生駒市(現行)	H25.4.1	2,332	106.0	—	109.9	73.1%
11	五條市	H3.4.17	2,200	100.0	—	117.6	78.4%
12	葛城市	H21.4.1	1,760	80.0	—	93.6	61.1%
—	県内他市平均	—	2,695	122.5	—	130.0	86.5%
—	類似団体平均	—	2,474	—	—	133.5	97.8%
—	全国平均	—	2,438	—	—	136.4	99.6%

※使用料単価及び経費回収率は令和5年度決算値

※奈良市、大和郡山市、宇陀市、生駒市(改定後)の従量単価は20㎡使用時

※大和郡山市、宇陀市の基本使用料には月10㎡の基本水量が含まれる。(大和郡山市には月8㎡までの基本水量で基本使用料1,030円の設定あり)

※県内順位は20㎡使用時に基づく(生駒市改定後の順位変動を矢印で記載)